

令和5年定例会 9月定期議会
教育民生常任委員会調査報告書

令和5年10月4日
教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和5年6月9日～令和5年9月6日

日時	活動区分	内 容	頁
6.9(金) 13:00～13:40	委員間討議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 6月定期議会中における委員会並びに分科会日程について ■ 年間活動計画について <p>〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名</p>	—
6.20(火) 13:11～14:45	所管事務調査①	<p>《教育部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 東和地域小学校改修工事について ■ 小中学校再編の進捗状況について ■ 登米市図書館構想の見直しについて <p>〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名 教育部 小林部長ほか11名</p>	4
6.20(火) 14:58～15:56	所管事務調査②	<p>《医療局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年度登米市病院事業会計及び老人保健施設事業会計決算見込みについて ■ 地域医療構想の実現に向けた重点支援区域について ■ 診療体制について ■ 病院事業中長期計画改定の進捗状況について <p>〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名 医療局 松本病院事業管理者ほか11名</p>	—
7.5(水) 9:28～11:52	所管事務調査③	<p>《市民生活部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民生活部関係料金等改定について <p>〔出席者〕 田口委員長ほか委員5名 市民生活部 佐々木部長ほか17名</p>	16

日時	活動区分	内 容	頁
7.13(木) 9:54~11:57	所管事務調査④	《まちづくり推進部・市民生活部・教育部》 ■施設使用料の見直しについて 〔出席者〕 田口委員長ほか委員5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか12名	—
	検 討	《委員のみ》 ■年間活動計画について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員5名	—
8.7(月) 14:53~15:26	検 討	《委員のみ》 ■年間活動計画について ■委員会調査報告書について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名	—
9.4(月) 10:00~11:40	所管事務調査⑤	《医療局》 ■病院事業中長期計画改定について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名 医療局 松本病院事業管理者ほか11名	33
9.4(月) 13:26~14:58	所管事務調査⑥	《市民生活部》 ■子育て支援策の現状について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員5名 市民生活部 佐々木部長ほか10名	—

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査①】

1. 日 時：令和5年6月20日（火） 午後1時11分～午後2時45分

2. 場 所：登米市議会 議事堂

3. 事 件：・東和地域小学校改修工事について
・小中学校再編の進捗状況について
・登米市図書館構想の見直しについて

4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、岩淵 正宏、
伊藤 栄、八木 しみ子

（教育委員会）教育部長 小林 和仁、教育部次長兼教育総務課長 阿部 信広、
教育部次長兼学校教育管理監 飯川 弘芳、
学校教育課長 猪股 勝徳、学校再編推進室長 津藤 順、
生涯学習課長 守屋 乃扶子、迫図書館長 及川 幸記、
学校教育課長補佐 山形 真基、
学校再編推進室長補佐 千葉 道宏、
生涯学習課長補佐 佐々木 俊樹、生涯学習課主査 伊東 智、
教育総務課長補佐（総合調整） 千葉 敬子

（議会事務局）主査 小野寺 崇

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■小中学校再編の進捗状況について

(概要)

現在、検討が進められている小中学校再編状況について調査したもの。

1. 小学校

小学校の再編については、登米市立小中学校等再編構想に基づき、令和元年度から取り組んでおり、現在、前期計画の4地域（津山、東和、米山、南方）の再編を進めている。令和5年度以降は、後期計画の2地域（中田、迫）の再編に取り組む予定としている。

(1) 小学校（前期計画地域：令和5年度～8年度）

地域名	年度	状況・予定
津山	令和元年度	○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始（令和3年9月まで全11回）
	令和2年度	○学校劣化診断調査（柳津小学校）を実施
	令和3年度	○学校再編準備委員会で津山地域学校再編実施計画（案）が合意され、教育委員会で決定 ○開校準備委員会を設置（令和5年2月まで全14回）し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
	令和4年度	○柳津小学校及び横山小学校の廃止並びに津山小学校を設置する登米市立学校設置条例を改正 ○柳津小学校及び横山小学校の閉校式を挙行
	令和5年度	○津山小学校（旧横山小学校校舎）の開校式を挙行 ○旧柳津小学校の改修工事を実施 ○令和6年3月、改修後の旧柳津小学校に引越を実施
	令和6年度	○津山小学校（旧横山小学校校舎）の閉校式を挙行
東和	令和元年度	○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始（令和4年6月まで全9回）
	令和3年度	○東和地域学校再編改修等調査（東和中学校）を実施
	令和4年度	○学校再編準備委員会で東和地域学校再編実施計画（案）が合意され、教育委員会で決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
	令和5年度	○令和5年7月、東和中学校校舎の改修工事に着手
	令和6年度	○令和7年1月、東和中学校校舎の改修工事が完了 ○令和7年3月、統合小学校の校舎へ物品運搬を実施
	令和7年度	○（仮称）東和小学校を開校

地域名	年度	状況・予定
米山	令和元年度	○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始（令和3年6月まで全11回）
	令和2年度	○学校劣化診断調査（米岡小学校）を実施
	令和3年度	○米山地域学校再編実施計画（案）が合意され、教育委員会で決定
	令和4年度	○米山地区公共施設複合化整備事業で校舎を含む基本計画、基本設計を実施
	令和5年度	○令和5年6月、開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始 ○米山地区公共施設複合化整備事業で校舎を含む実施設計を実施
	令和6年度 ～7年度	○校舎の新築工事を実施
	令和8年度	○米山地域統合小学校の開校
南方	令和元年度	○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始（令和4年1月まで8回開催）
	令和3年度 ～4年度	○再編準備委員会から求められた「総合支所周辺への小学校の設置」について、市で検討中
	令和5年度	○市で統合校の整備方針を決定 ○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
	令和8年度 ～10年度	○南方地域統合小学校の開校

(2) 小学校（後期計画地域：令和8年度～10年度）

地域名	年度	状況・予定
中田	令和5年度 ～6年度	○小学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始 ※中田地域の児童数に対する既存校舎の収容能力などに課題がある。段階的な統合も検討する必要があるため、設置時期を検討する。
	令和7年度 ～8年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
	令和8年度 ～9年度	○校舎の改修工事等
	令和10年度	○中田地域統合小学校の開校
迫	令和5年度 ～6年度	○小学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項の協議・検討を開始 ※現時点では、佐沼小学校（21学級）が適正規模となっており、設置時期を検討する。
	令和7年度 ～8年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
	令和8年度 ～9年度	○校舎の改修工事等
	令和10年度	○迫地域統合小学校の開校

2. 中学校（令和10年度～12年度）

中学校再編については、市内中学校を4つに区分けするなどの再編の考え方を示すため、令和4年4月に登米市立小中学校等再編構想を改定した。改正した内容は、令和4年10月から11月までの期間、市内9町域で「中学校再編に係る地域説明会」を開催し、延べ179人の参加があった。

(1) 東部（登米、東和、津山）

年度	状況・予定
令和5年度～ 6年度	○中学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項を協議・検討を開始
令和7年度～ 8年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
令和8年度～ 9年度	○校舎の改修工事等
令和10年度	○東部地域統合中学校の開校

(2) 北部（中田、石越）

年度	状況・予定
令和6年度～ 7年度	○中学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項を協議・検討を開始
令和8年度～ 9年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
令和9年度～ 10年度	○校舎の改修工事等
令和11年度	○北部地域統合中学校の開校

(3) 西部（迫）

年度	状況・予定
令和6年度～ 7年度	○中学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項を協議・検討を開始
令和8年度～ 9年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
令和9年度～ 10年度	○校舎の改修工事等
令和11年度	○西部地域統合中学校の開校

(4) 南部（豊里、米山、南方）

年度	状況・予定
令和7年度～ 8年度	○中学校再編に係る地域説明会を開催 ○学校再編準備委員会を設置し、学校統合の実施など基本的な事項を協議・検討を開始
令和9年度～ 10年度	○学校再編準備委員会での学校再編実施計画（案）の合意、教育委員会の決定 ○開校準備委員会を設置し、校名案、校章、校歌など開校に向けた具体的な事項の協議・検討を開始
令和10年度 ～11年度	○校舎の改修工事等
令和12年度	○南部地域統合中学校の開校

(所 見)

小中学校の再編に関しては、公共施設（総合支所や再編後の空き校舎など）の有効利用の考え方の下、しっかりと熟慮した再編計画を強く求めるという意見や、複式学級に対応する考え方などの意見も添えられた。

また、教育の平等性の観点からも再編については、できるだけ早い段階での対応を望むものとする意見が付され、更には建設費等に係る段階的な統合による財政負担の考え方に対する意見も出たことから、今後進めるにあたり、再三に渡り十分な検討をされることを望むものである。

■登米市図書館構想の見直しについて

(概要)

登米市図書館構想の見直しに係るこれまでの経過及び今後の進め方等について調査したもの。

1. 新図書館整備に係る令和4年度の取組について

月 日	内 容
5月18日	地域情報化アドバイザー事業（1回目） ・元秋田県立図書館副館長の山崎博樹氏より指導・助言 （最新の図書館サービスの紹介や市立図書館の改善点の助言等）
5月20日	教育委員会5月定例会議 ・スケジュールとアンケートの概要について説明
5月31日	令和4年度第1回図書館協議会 ・スケジュールとアンケートの概要について説明
6月17日～ 7月15日	新図書館整備に関する市民アンケート調査実施 ・市内在住の中学生以上の市民を対象に、Web調査と紙調査の併用で実施 ・有効回答数 市民アンケート1,825件、利用者アンケート287件
8月2日	新図書館整備に関する行政視察 ・村山市立図書館及び東根市図書館を視察 ・教育長、教育委員及び図書館協議会委員のほか関係職員含め16名が参加
8月17日	地域情報化アドバイザー事業（2回目） ・元秋田県立図書館副館長の山崎博樹氏より指導・助言 （図書館構想の見直し案（たたき台）の確認、助言等）
12月17日	登米市の新しい図書館を考える講演会及びワークショップ ・元秋田県立図書館副館長の山崎博樹氏と名取市図書館館長の柴崎悦子氏の講演、ワークショップを開催 ・講演会79名、ワークショップ26名が参加
2月24日	地域情報化アドバイザー事業（3回目） ・元秋田県立図書館副館長の山崎博樹氏より指導・助言 （図書館構想の見直し案（たたき台）の最終確認、助言等）
3月23日	令和4年度第2回図書館協議会 ・図書館構想の見直し案について説明、協議
3月28日	令和4年度第1回社会教育委員会議 ・図書館構想の見直し案について説明、協議

【今後の予定】

- ・登米市図書館構想の見直し
(パブリックコメントの実施(7月中)、総合教育会議で協議(8月下旬)、教育委員会会議の議決(9月下旬))

2. 新図書館の整備方針

(1) 新図書館の基本理念

新たな図書館を整備するに当たっては、市民一人一人が心豊かで充実した暮らしを送ることができるよう、さらには地域を支え発展させることができるよう、市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援を行う「学びの拠点」を目指します。

また、各層・各世代の人々が、本と出会い、人と出会い、つながり、そして地域の賑わいを創出する「交流の拠点」を目指します。

基本理念

「登米市の未来を創る 学びと交流の拠点」

(2) 新図書館の基本方針

基本理念を実現するために、本市の図書館の現状と課題を踏まえて、新たな図書館の目指す姿を次の6つの基本方針として整理しました。

① 生涯にわたる学びを支える

市民の知りたい、学びたいといった自主的な欲求に的確に応えられるよう、各分野における基礎的な資料の収集を行うとともに、学習のための手段と場所を提供します。

また、図書館に直接出向くことが困難な方への図書館サービスの提供を進めます。

【機能・サービス等】

- 豊富な資料の収集・整理・保存
- 視聴覚資料の収集・保存
- 閲覧席や学習・調査等の専用スペースの充実
- 電子図書館の構築
- 公民館や病院等での図書館資料の借受・返却
- アウトリーチサービスの充実

② 地域や暮らしの課題解決に役立つ

地域社会や市民が抱える様々な課題解決に役立つ資料の収集や調査・相談業務に関する知識を備えた人材を育成・確保し、確かな資料や情報を提供します。

【機能・サービス等】

- レファレンス・サービスの強化

- オンラインデータベースの充実
- 図書館専用ホームページの開設
- 暮らしを充実させる情報提供やセミナーの実施
- 産業振興・健康医療支援の実施

③ 次世代を担う子供たちの読書を推進する

人生を豊かにするための手段の一つに読書があります。読書習慣は、乳幼児期から児童・生徒期に培われることから、この時期に本との出会いの場をつくり、読書の楽しさや学ぶ喜びを知る機会を創出します。

また、読書習慣の定着に努め、登米市の読書文化を醸成します。

【機能・サービス等】

- 市内幼・保・認定こども園、小・中学校、高等学校等との連携
- 読書活動の啓発
- 読書習慣の定着化に向けたサービスの提供
- 乳幼児や児童向けの専用スペースの設置
- ティーンズを対象とした読書環境の整備

④ 人と人が集い、交流する

家庭でも職場でもないサード・プレイス（第3の場）として、幅広い世代の人々が気軽に立ち寄り、過ごすことのできる憩いの空間を提供し、人と人の新たな出会いや交流を生み出します。図書館利用を通じて、人と人がつながり、気軽にコミュニケーションをとることで、新たな活動が展開され、地域の賑わいや活力を創出します。

【機能・サービス等】

- 親しみやすく居心地の良い空間の整備
- 魅力あるイベントの開催
- 様々な市民活動へのスペースの提供
- バリアフリーや利用者支援の充実

⑤ 登米市の魅力を発見し、発信する

市民が元気になるためには、登米市の素晴らしさや新しい魅力を発見することが大きな要素の一つです。登米市の歴史や地域の偉人、登米市の特性に応じた資料を収集・保存するとともに、外部機関とも連携し、登米市の魅力を市内外に積極的に提供・発信します。

【機能・サービス等】

- 登米市に関するあらゆる資料の収集
- 登米市出身者コーナーの設置
- 登米市の魅力を学び・知る情報と機会の提供

- 郷土資料のデジタル化と公開
- 外部機関（大学、博物館等）との連携

⑥ 市民と共に育ち、市民が育てる

公立図書館は市民の誰もが利用できる最も身近な公共施設であり、その役割は時代の流れとともに常に進化し続ける必要があります。市立図書館の運営に対して、市民の積極的な参画を促し、市民と共に育ち、市民が育てる図書館づくりを進めます。

【機能・サービス等】

- 図書館協議会の機能強化
- 図書館運営への市民参画
- ボランティアの育成・組織化

3. 新図書館整備に関する基本的な考え方

(1) 新図書館の整備場所

本市の学びと交流の拠点となる新たな図書館を整備する場所としては、市民が集まりやすく交通の便が良いところが理想であり、買物、通勤、通学などの住民の日常生活において、容易に立ち寄れる生活動線上に整備することが必要です。

さらに、十分な駐車スペースが確保でき、周辺に公民館や公園など他の公共施設が多く近在することが望ましいと考えます。

(2) 新図書館の規模

施設規模については、日本図書館協会図書館政策特別委員会による「公立図書館の任務と目標」（平成16年3月改訂）の数値基準に基づき、登米市の将来予測人口からその規模等を算出しました。

登米市の令和4年3月末における人口は75,628人ですが、今後も人口減少が進むことが予想されていることから、開館目標年次の10年後に当たる令和20年を基準年とし、国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口を参考にその人口を59,600人と見込んでいます。

「公立図書館の任務と目標」による算出（令和20年将来予測人口：59,600人で算出）

延べ床面積	3,449 m ²
蔵書冊数	294,820 冊
開架冊数	172,027 冊

上記の算出を参考に、来館者の利用のしやすさや、ゆとりあるスペースを確保

するため、新図書館の延べ床面積（図書館専有部分）は3,500㎡程度を目標とします。

また、図書の収蔵能力は30万冊規模とし、市民の集いや交流のためのスペースを広く設けるため、開架能力は12万冊、閉架能力は18万冊を目安とします。

（３）建築の考え方

新図書館の建築においては、明るく開放感があり、子供から高齢者、障がい者などあらゆる利用者がバリアフリーで動きやすく、利便性や安全性を重視した施設とします。

また、利用者の動線を考慮したスペース配置とサイン表示を施し、それと同時に職員がサービスを展開しやすい機能的な施設とします。

採光や熱効率に優れた建築とし、照明、空調設備などについては環境負荷とランニングコストの低減を図ります。

施設や設備は、維持管理が容易で、経年劣化による影響を受けにくく、ランニングコストに配慮した設計とします。

地元産材を積極的に活用し、全体的に木のぬくもりが感じられる温かみのあるデザインにするとともに、市民に親しまれ愛着を持たれる施設を目指します。

（４）施設の複合化

新図書館の整備に当たっては、少子高齢化や今後の更なる人口減少を見据え、中心市街地における多様な都市機能の集積や強化を図るため、公民館や市民交流、健康づくりなどの機能を含めた多機能型複合施設としての整備を検討します。

これにより、利用者の利便性の向上が図られるとともに、多様な人々の交流が生まれることで、地域の賑わいの創出や市民活動の活性化といった相乗効果が期待されます。

（５）図書館機能の一元化とサービスの充実

新図書館の整備に伴い、既存の迫図書館、登米図書館及び中田図書室並びに視聴覚センターについては廃止し、その機能を新図書館に一元化することで運営の効率化を図ります。

それと同時に、直接図書館に出向かなくても図書の借受・返却ができる体制の構築や外出することが難しい高齢者等への配本、デジタル技術を活用した図書館サービスの導入など、市内全域への図書館サービスの提供を目指します。

また、令和元年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）を踏まえ、誰もが使いやすい図書館サービスを推進します。

さらには、開館時間の延長や開館日数の拡大を図るとともに、高度な専門性

を有する図書館職員の確保と育成に継続的に取り組み、図書館サービスの向上に努めます。

(所 見)

図書館構想の見直しの背景として、現行の図書館構想は平成 27 年の 11 月に策定したが、この約 8 年間具体化は進められず、多くの市民や議会からも、既存の図書館の様々な課題や新図書館整備についてのご意見がよせられていた。

これらの声を踏まえて昨年度よりこの構想の見直しに着手することにしたという。

見直しにあたり、市民ニーズを把握するためのアンケート調査や有識者を招いた講演会とワークショップを実施し、今年度の 3 月下旬に開催された図書館協議会と社会教育委員会議において協議が始められ、事業報告が行われた。

今後のスケジュールは、7 月中にパブリックコメントを実施、8 月下旬の総合教育会議、9 月下旬の教育委員会会議で見直しの議決を得たいという考えが示された。

描かれている 6 つの基本方針により、基本理念である「登米市の未来を創る学びと交流の拠点」の実現を目指すとしているが、さらなる全面的な計画の具体化を検討され、市民と議会にお示しいただきたい。

新図書館の整備場所は具体的に示されておらず、新図書館の規模は、日本図書館協会の数値基準を参考に、延べ床面積を 3,500 平方メートル程度、図書の収蔵能力を 30 万冊規模としているが、市民アンケートや協議会での議論が反映されているものなのか、維持管理の点からもさらに検討していくことが望ましいと思われる。

また、ただ単に新設計画による図書館運営を検討するだけでなく、既存の迫図書館、中田図書室、登米図書館をとの連携など、市民が活用しやすい仕組みと既存施設の在り方も含めて、市民に愛される図書館構想を示していただきたい。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和5年7月5日（水） 午前9時28分～午前11時52分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室
3. 協 議：市民生活部関係料金等改定について
4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、佐藤 千賀子、伊藤 栄、八木 しみ子

（市民生活部）市民生活部長 佐々木 美智恵、
市民生活部次長 幡江 健樹、福祉事務所長 武田 康博、
環境事業所長 小林 昭広、市民生活課長 平井 崇、
子育て支援課長 伊藤 奈美、健康推進課長 名生 忠司、
生活福祉課長 沼田 芳明、長寿介護課長 佐藤 正人、
クリーンセンター所長兼衛生センター所長 佐々木 清晴、
健康推進課副参事 及川 清美、
健康推進課長補佐兼保健推進係長 佐藤 伸、
子育て支援課長補佐兼子ども保育係長 佐藤 祐一、
子育て支援課長補佐兼子育て支援係長 木川田 崇、
生活福祉課長補佐兼障がい福祉係長 菅野 芳輝、
長寿介護課主幹兼介護給付係長 佐藤 菊恵、
市民生活課主幹兼戸籍係長 工藤 美奈、
市民生活課長補佐（総合調整） 千葉 哲彦

（議会事務局）係長 主藤 貴宏

5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

■市民生活部関係料金等改定について

(概要)

受益者負担の原則により、応分の負担を求め、利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するための市民生活部関係料金等改定について調査を行ったもの。

1. 市民生活部関連事業の見直しの状況

※「登米市財政健全化中期行動計画」掲載の主なもの

●R6～実施予定

- ・手数料等の見直し（窓口手数料、ごみ処分手数料）
- ・健診料の適正化
- ・放課後児童クラブの利用料金の徴収
- ・子どものための教育・保育給付の利用者負担金額（保育料）の見直し

●実施済み

- ・敬老祝金の見直し（R2～）
- ・介護保険総合事業への生きがい対応デイサービス事業の移行（R5～）
- ・高齢者緊急通報システム事業における協力者謝金の見直し（R3～）
- ・保育料等多子軽減拡大事業の見直し（R2～）
- ・団体補助金の見直し（※段階的見直し）
- ・郵便局における証明書交付事業の見直し（R1～）
- ・戸籍総合システムクラウドサービスの導入（R2～）
- ・男女共同参画社会づくり推進事業の見直し（R2～）
- ・市立幼稚園・保育所再編に係る認定こども園への移行（R2～）
- ・手数料等の見直し（し尿収集運搬手数料）（R5～）

2. 窓口手数料の改定（案）について

1 目的

少子高齢化の進展とともに行政需要が多様化する中で、財政運営の健全化と行政サービス利用に係る負担の公平性を確保する観点から、窓口手数料を改定するもの。

2 経過

○手数料条例の一部改正（平成 28 年 9 月 1 日）

「住民票謄本（300 円）」及び「住民票抄本（200 円）」を「住民票の写し（200 円）」に改正、「戸籍附票全部証明（300 円）」及び「戸籍附票一部証明（200 円）」を「戸籍の附票の写し（200 円）」に改正し、他の証明手数料 200 円に統一した。

○財政健全化中期行動計画（R 元～R 5）及び第 4 次財政改革大綱（R 3～R 7）

市全体で使用料・手数料等の料金水準の適正化を図ることとしている。

3 改定の概要

登米市手数料条例別表に規定している各種証明書の窓口手数料を次のとおり改定する。

区 分	所管	現行	改定(案)
① 住民票の写し	市民生活課	200 円	300 円
② 住民票記載事項証明			
③ 住民基本台帳閲覧			
④ 戸籍の附票の写し			
⑤ 印鑑登録証交付			
⑥ 印鑑登録証明			
⑦ 身分証明（破産宣告、禁治産、成年被後見人の登記の通知を受けていないことを証明する文書）			
⑧ 租税及び公課に関する証明	税務課	200 円	300 円
⑨ 租税以外に関する証明			
⑩ 土地、家屋、償却資産に関する証明			
⑪ 地籍図の写しの交付			
⑫ 営業に関する証明			
⑬ その他の証明 （廃棄証明、証明願ほか）	市民生活課・ 税務課		

※国の法令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）で基準額を定めている戸籍法に基づく手数料は適用対象外とする。

4 手数料の算定方法・考え方

(1) 受益者負担の原則

窓口手数料は、特定の者の便益の用に供するサービスの対価であることから、サービス提供に係る原価は、受益者が全額負担することを基本とする。

(2) 算定経費の明確化

①原価の在り方

原価は、1件当たりの事務処理経費とする。

②算定方法（令和3年度実績ベース）

【人件費分】 一般会計職員一人当たり給与費 5,710 千円／年間勤務時間 1,860 時間
(111,600 分) = 1 分間当たりの人件費 51.2 円

<計算> 1分間当たりの人件費 51.2 円 × 1件当たりの処理時間 5 分 = **256 円** …①

【物件費分】 住基システムは住基・市税・国保・年金で使用。

住基・市税証明書発行に係る年間利用料は使用割合を用いて積算。

・住基システム年間利用料 10,296 千円 × 使用割合 2/3 = 6,864 千円

・発行件数 71,430 件

・証明書用紙 3.2 円 (638 千円 / 200,000 枚)

<計算> 住基システム年間利用料 6,864 千円 / 発行件数 71,430 件

+ 証明書用紙 3.2 円 = **99 円** …②

■ **証明書 1 件当たりの経費 : ① + ② = 355 円**

(3) 改定額の設定

算定額は 355 円となり、現行の 200 円に対して約 1.77 倍となるため、「施設使用料等の見直し方針について」(令和 5 年 1 月)を参考とし、上限は 1.5 倍の **300 円に改定する**もの。また、他自治体の標準的な額 300 円と均衡を図るもの。

5 効果額（令和3年度実績ベース）

現行 : 200 円 × 発行件数 71,430 件 = 14,286 千円 …①

改定後 : 300 円 × 発行件数 71,430 件 = 21,429 千円 …②

② - ① = 7,143 千円の増

6 その他

(1) 他自治体の状況

住民票及び戸籍の附票の写し、印鑑登録証明等、各種税証明

■ 200 円 【12 団体】 塩竈市、多賀城市、**登米市**、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、南三陸町

■ 300 円 【22 団体】 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、

七ヶ宿町、村田町、大河原町、丸森町、色麻町、亘理町、
涌谷町、美里町、女川町、川崎町

■350 円【1 団体】柴田町

(2) コンビニ交付手数料

平成 28 年 9 月から、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票等証明書の交付サービスを実施しているが、コンビニへ支払う交付委託料（1 件 117 円）が一般財源であるとともに、コンビニが無い地域との公平性確保の観点から、他自治体で実施している割引事業や手数料据え置きは実施せず、コンビニ交付における手数料についても改定対象とする。

3. ごみ処分手数料（直接搬入分）の改定（案）について

1 改定の目的

安定したごみ処分サービスの提供と受益者負担の適正化を図るため、登米市手数料条例の規定によるごみ処分手数料の改定を行うもの

2 経過

- 平成元年4月 旧クリーンセンター完成
(家庭系・事業系ごみ処分手数料 50円/10kg)
- 平成9年4月 ごみ収集の有料化開始 ※ごみ指定袋に受益者負担分を賦課
- 平成9年6月 事業系ごみ処分手数料の増額改定 50円/10kg⇒80円/10kg
家庭系ごみ処分手数料は据置き 50円/10kg

3 改定の概要

(1) 直接搬入分の改定

種別	手数料区分	現行	改定(案)
家庭系ごみ	一般家庭直接搬入ごみ	50円/10kg	70円/10kg
事業系ごみ	事業者直接搬入ごみ	80円/10kg	140円/10kg
	許可業者搬入ごみ	80円/10kg	140円/10kg

(2) 無料区分の廃止

現行のごみ処分手数料を算出する基礎となる数量は、1kgの桁を四捨五入した10kg単位の数量と規定していることから、5kg未満は無料となる。受益者負担の適正化を図るため、5kg未満であっても10kgとする。

4 手数料の算定方法・考え方

項目	家庭系ごみ	事業系ごみ
①処理経費	38,918千円	114,343千円
②搬入量	2,633t	7,686t
処理単価(①処理経費÷②搬入量)	148円/10kg	149円/10kg
③受益者負担率	50%	100%
算定額(10円未満切捨) (①÷②)×③	70円/10kg	140円/10kg

※①処理経費及び②搬入量は、令和2年度～令和4年度の実績平均

※①処理経費は、資産価値を上げる修繕費、また、売電収入及び鉄くず等の売払収入相当額を除き、集積所収集分、家庭系ごみ分、事業系ごみ分の各搬入量で按分し算定

※③受益者負担率は、「施設使用料等の見直し方針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考に算定

- ・家庭系ごみ⇒第3分類 50% (特定の市民を対象とするサービスで行政が提供する必要があるもの)
- ・事業系ごみ⇒第4分類 100% (特定の市民を対象とするサービスで民間でも提供できるもの)

5 効果額

(1) 直接搬入ごみ分

種 別	①現 行	②改定後	効果額 (②-①)
家庭系ごみ	13,165 千円	18,431 千円	5,266 千円
事業系ごみ	61,488 千円	107,604 千円	46,116 千円
合 計	74,653 千円	126,035 千円	51,382 千円

※搬入量を令和2年度～令和4年度の実績平均（10kg未満切捨）として試算

(2) 無料区分廃止分（令和2年度～4年度の搬入件数実績平均による試算）

家庭系ごみ 308件（5kg未満）×70円/10kg=21,560円

6 近隣市の状況

自治体名	家庭系ごみ	事業系ごみ
栗原市	70円/10kg	110円/10kg
石巻市	100円/10kg	100円/10kg
大崎市	150円/10kg	150円/10kg
気仙沼市	66円/10kg (330円/50kg)	66円/10kg (330円/50kg)

※気仙沼市は10kgに換算した金額

4. 健康診査等受診者負担金の見直しについて（案）

1 目的

市民の生活習慣病の予防と疾病の早期発見による重症化予防及び医療費の抑制を図る検（健）診事業について、受益者負担の適正化と市財政の健全化を図り、将来に渡って事業を持続化させる必要があることから、健康診査等受診者負担金の見直しを行うもの。

2 経過

検（健）診事業は、現在、一部を除き自己負担額を無料で実施しており、第4次登米市行財政改革実施計画においては、令和3年度から検（健）診料自己負担額を見直すこととしていたが、新型コロナウイルス感染症等により、健康面や経済活動など市民生活への影響が継続していることから、3年間先送りしてきた。

3 受診者負担金の考え方

受診者負担金については、70歳未満の医療費負担割合と同程度とし、検診委託料の3割程度の負担額とする。ただし、激変緩和措置として1年間は新受診者負担金の半額とする。

※実施義務のある「特定健診（40歳以上）」及び「結核検診（65歳以上）」並びに健康増進事業の補助対象事業（補助率10/10）の「肝炎ウイルス検診」は無料とする。

【新受診者負担金の開始時期】

令和6年4月から（激変緩和期間：令和6年4月～令和7年3月）

4 見直しによる効果額

現行の検（健）診事業に要する総経費 288,732 千円で試算

区分	受診者負担割合	受診者負担金	効果額（一般財源削減額）
現行	一部を除き無料	ア 1,922 千円	—
令和6年度	1.5割程度	イ 32,725 千円	イーア 30,803 千円
令和7年度	3割程度	ウ 66,335 千円	ウーア 64,413 千円

5 見直し後の受診率向上に向けた取組

本市は、悪性新生物による死亡率が低い状況となっており、検診の受診率や精密検査の受診率が高いことが影響していると考えられる。このことから、現状の受診率を維持していく必要があるため、受診勧奨と動機づけとして、次の3事業を新たに実施する。

(1) 乳がん・子宮頸がん検診のクーポン券等配付

【事業費：1,151 千円（国庫補助 1/2）】

乳がん検診と子宮頸がん検診の対象となる初年度（子宮頸がん：20 歳、乳がん：40 歳）に、国庫補助事業を活用し無料クーポン券と検診手帳を配付する。

(2) 乳がん検診のクーポン券の配付（市独自）

【事業費：2,604 千円】

乳がんは若い女性の罹患率が高く、早期発見が重要となることから、特に受診対策が必要な検診と捉え、市独自事業として節目年齢（50(51)歳、60(61)歳）に無料クーポン券を配付する。

(3) 胃がん・大腸がん検診のクーポン券の配付（市独自）

【事業費：1,312 千円】

胃がん・大腸がん検診については、市独自事業として、対象となる初年度（40 歳）に無料クーポン券を配付する。

5. 放課後児童クラブ利用料の徴収について（案）

1 目的

待機児童解消のためのクラブ室確保や小学校の余裕教室活用などを進める一方で、指導員配置による人件費の増加など放課後児童対策に要する財政負担は膨らんでいる。

放課後児童クラブ利用料にあつては、合併当初より利用者からの負担を求めずに運営を行ってきたが、事業を持続的に実施するための財源確保と行政サービス利用に係る負担の公平性、応益負担観点から、利用料を設定し徴収を行うもの。

2 経過

働き方の多様化や女性の就業率上昇などによる留守家庭児童の増加を背景に、児童クラブの利用希望者は低学年だけでなく高学年でも増加している。特に、平成27年度の制度改正で対象児童が小学校3年生から6年生に拡大した影響もあり、市内小学校の児童数は減少しているものの児童クラブの登録児童数は伸びている状況にある。

なお、財政健全化中期行動計画においては、令和3年度から放課後児童クラブ利用料を徴収することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響を鑑み先送りしてきた。

各年度5月1日現在【単位：人】

区 分	R 2	R 3	R 4
市内小学校の児童数	3,651	3,577	3,465
放課後児童クラブ定員	1,150	1,225	1,365
うち公立定員	940	940	1,080
うち民間定員	210	285	285
放課後児童クラブ登録児童数	1,285	1,304	1,366
うち公立登録児童数	1,077	1,066	1,121
うち民間登録児童数	208	238	245
待機児童数※	38	64	59

※ 定員を超えて受入を行っているが待機児童が生じている。

3 公立児童クラブの運営状況

実施状況（令和5年4月1日現在）

- ・クラブ数：21か所
- ・定員：1,070人
- ・登録者数：1,082人
- ・待機児童：58人（佐沼、新田、北方、石越、中津山、東郷）

4 利用料金の算定方法・考え方

(1) 利用料の基本月額

国では、放課後児童クラブ運営費の1/2を利用者負担とする考えを示しているが、事業を持続的に実施するための財源確保の観点や子育て支援の観点、県内自治体の状況を勘案し、**基本月額利用料を3,000円**とする。

①年間1人当たりの運営費（令和5年度当初予算） 【単位：千円】

財源内訳		予算額	割合	備考
放課後児童クラブ運営費		260,651	100.00%	民間事業者への補助金を除く
財源	子ども・子育て支援交付金（国・県）	79,642	30.56%	補助基準額119,463千円 ×1/3（国・県）
	一般財源（市）	181,009	69.44%	

◎総運営費260,651千円／登録者数1,082人＝年間1人当たりの運営費240千円

②国の運営費負担の考え方

負担割合			年間一人当たりの運営費（円）
国	1/6	(16.66%)	120,000
県	1/6	(16.66%)	
市	1/6	(16.66%)	
利用者	1/2	(50.00%)	120,000
合計		(100.00%)	240,000

③1人当たりの運営費に対する利用者負担割合と負担額 【単位：円】

1か月当たりの負担額	年間負担額	運営費に対する負担割合	備考
10,000	120,000	50.00%	国が示す利用者負担割合
5,000	60,000	25.00%	
4,000	48,000	20.00%	
3,000	36,000	15.00%	登米市利用料（案）
2,938	35,256	14.69%	県内12市の利用者負担割合の平均 (R4.4調査時・未回答の気仙沼市除く)
2,000	24,000	10.00%	

◎年間1人当たりの経費240千円×県内市自治体利用者負担割合14.69%／12か月

≒3,000円

(2) 利用料の設定方式

料金区分は、利用の多寡に関わらず一律の利用料とする「定額方式」と、利用する区分に応じた利用料とする「選択方式」の方式に分かれている。利用する区分や頻度は家庭状況によって異なることや応益負担の観点から、利用したい区分を選択できる「選択方式」とする。

5 効果額

基本月額利用料	年間利用者負担総額 (効果額)	利用者負担割合
2,000 円	34,155 千円	13.10%
3,000 円	51,233 千円	19.66%
4,000 円	68,311 千円	26.21%
5,000 円	85,389 千円	32.76%
10,000 円	170,778 千円	65.52%

※「年間利用者負担総額」は、令和5年度の登録状況等を勘案して試算したもの

※「利用者負担割合」は、年間利用者負担総額を令和5年度放課後児童クラブ運営費当初予算額の260,651千円で除したもの

6 減免について

保育料の減免を基本とする。

区 分	概 要
多子減免	放課後児童クラブ利用児童 第2子：1/2減免、第3子：全額減免
生活保護受給世帯減免	全額減免
住民税非課税世帯減免	全額減免
災害減免	全額又は一部減免
傷病等に伴う利用日数少 数による減免	傷病等で連続15日以上利用しなかった場合、利用しなかった日数を日割減免

7 他自治体等の状況

(1) 県内実施自治体の令和4年度利用料の状況

(県内35自治体のうち32自治体が有料)

月額利用料	自治体数	該当自治体
5,000円	3	気仙沼市、東松島市、南三陸町
4,000円	1	色麻町(選択方式)
3,500円	2	角田市、川崎町
3,000円	17	仙台市、大崎市、塩釜市、多賀城市、白石市、利府町、石巻市(選択方式)、栗原市(選択方式)、名取市(選択方式)ほか
2,500円	1	七ヶ浜町
2,000円	5	岩沼市、松島町、美里町、丸森町、女川町(選択方式)
1,000円	1	村田町
その他	2	富谷市：10日以上3,000円、10日未満1,500円 蔵王町：18時30分以降のみ利用料を徴収
合計	32	定額方式：27自治体 選択方式：5自治体

※ 無料自治体：登米市、七ヶ宿町

※ 大衡村は放課後児童健全育成事業の実施なし

(2) 市内民間事業者の令和5年度利用料の状況

事業者	料金区分	利用料(月額)	長期休業利用料	備考
A	定額方式	0円	なし	18時以降の利用者のみ月額2,000円
B	定額方式	5,000円	月額に含む	土曜日のみ利用者は月額1,500円
C	定額方式	6,000円	月額に含む	
D	定額方式	8,180円	月額に含む	
E	定額方式	13,000円	月額に含む	
F	選択方式	4,000円	別途1日200円	

6. 子どものための教育・保育給付の利用者負担額（保育料）の改定（案）について

1 目的

本市では、少子化対策の一環として、子どものための教育・保育給付の利用者負担額（保育料）を県内他市よりも低く設定し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってきた。

小学校就学前の教育・保育施設については、義務教育と異なり、全ての子どもが利用するものではなく、公平性の観点から利用者には一定の負担を求めることも必要である。

保育事業を持続的に実施するための財源確保と行政サービス利用に係る負担の公平性、応益負担の観点から、保育料の改定を行うもの。

2 経過

令和2年4月：市独自多子軽減の廃止

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限について、世帯の所得に関わらず世帯の子の数としていたが、国基準どおり年収360万円以上相当世帯について年齢制限を設けた。

◆満3歳未満の保育を必要とする子どもの多子カウント方法

	年収360万円未満相当	年収360万円相当以上
R2.3まで	年齢に関わらず世帯の子の数による	
R2.4以降 (現行)	年齢に関わらず世帯の子の数による	0歳～小学校就学前までの子

なお、財政健全化中期行動計画においては、令和3年度から保育料を見直すこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響を鑑み先送りしてきた。

3 保育所等の運営状況

(1) 保育所等の状況（令和5年4月1日現在）

施設数：35施設（保育所13施設、こども園10施設、地域型保育事業12施設）

定員：2,131人（3歳未満児885人、3歳以上児1,246人）

入所者数：1,975人（3歳未満児760人、3歳以上児1,215人）

※市外からの利用者含む

(2) 令和5年度当初予算 財源内訳【総事業費：3,000,161千円】

(単位：千円)

区分	合計	割合	3歳 以上児 財源内訳	3歳未満児			
				財源内訳	一人当たり		割合
					年額	月額	
国県負担金・補助金・雑入	1,678,941	56%	879,975	798,966	903	75	53%
保育料 (市基準分)	163,620	5%	0	163,620	185	15	11%
一般財源	1,157,600	39%	622,466	535,134	605	50	36%
合計	3,000,161	100%	1,502,441	1,497,720	1,693	140	100%

4 改定の概要

国基準（利用者負担額の上限額）の60%としている保育料を、保育事業を持続するための財源確保の観点や保護者負担の観点、県内自治体の状況を勘案し、各階層の国基準との割合を平均で65%程度、最大で75%まで引き上げる。

5 使用料の算定方法・考え方

階層間の利用者負担額の差を抑制するため、現在の7階層を細分化して全17階層とし、低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税均等割のみの階層については、現行の保育料より引き下げるものとする。

6 効果額

国基準との割合	一般財源 (3歳未満児)	効果額
平均60%程度(最大70%)	535,134千円	3,289千円
平均65%程度(最大75%)		13,560千円
平均70%程度(最大80%)		23,819千円
平均80%程度(最大90%)		44,270千円
平均90%程度(最大100%)		64,877千円

※令和5年4月1日現在の対象者750人を基に試算

※保育料が無料となる第1階層、第2階層及び多子軽減を除いた影響者数 750人中630人

7 その他

- ・保育標準時間利用者負担額（保育料）「国基準との割合」の県内他市比較

	自治体名	国基準との割合
1	登米市（改定前）	60.0%
	登米市（改定後）	65.2%
2	富谷市	66.2%
3	大崎市	67.6%
4	仙台市	68.7%
5	栗原市	71.7%
6	気仙沼市	72.0%
7	多賀城市	72.8%
8	岩沼市	74.7%
9	塩竈市	80.7%
10	東松島市	82.8%
11	角田市	83.6%
12	白石市	84.2%
13	石巻市	85.3%
13	名取市	85.3%

※「国基準との割合」は各階層の割合の平均で算出

※登米市を除いた国基準との割合の平均 76.6%

(所 見)

今回の料金改定は、窓口手数料、ごみ処分手数料(直接搬入分)、健康診査等受診者負担金、放課後児童クラブ利用料、子どものための教育・保育給付の利用者負担額(保育料)など、5件についての改定である。

これらはいずれも、令和3年度から見直しする予定であったが、新型コロナウイルス感染症等により、健康面や経済活動など市民生活への影響が継続しているとの理由で、3年間先送りし、令和6年4月からの施行を予定しているとの説明であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が、なぜ、窓口手数料やごみ処分手数料(直接搬入分)の改定先送りの理由になるのか理解できない。

料金改定は、市民にとって負担等の影響が大きいため今後の検討課題である。

また、放課後児童クラブ利用料は、合併当初より利用者からの負担を求めずに運営を行ってきたとのことであった。しかし、今回、事業継続のための財源確保と応益負担の観点から、初めて利用料を設定し徴収を行うこととしている。利用料がなしということで、市の財政負担はどのようになっていたのか、なぜ有料化できなかったのか、検証する必要がある。

その他の案件についても様々な問題点、疑問点があり、委員会において精査する必要がある。

ごみ処分手数料(直接搬入分)の算定方法・考え方については、平成9年以降、改定が行われていない。どの家庭においても、ゴミの処分は毎日の問題であり、近隣市町村の状況も参考にしながら取り組んでもらいたい。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和5年9月4日（月） 午前10時～午前11時40分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室
3. 事 件：病院事業中長期計画改定について
4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、岩淵 正宏、
伊藤 栄、八木 しみ子

(医 療 局) 病院事業管理者 松本 宏、医療局次長 高橋 一真、
経営管理部次長兼経営企画課長 日野 幸紀、
経営管理部医療経営管理監 千葉 裕樹、
経営管理部経営企画課長 白岩 登世司、
登米市民病院事務局長 高橋 孝規、
米谷病院事務局事務長 高倉 隆、
豊里病院事務局事務長 千葉 利行、
登米市民病院事務局医事課長 石川 雄一、
経営管理部経営企画課長補佐兼企画係長 佐藤 麗美、
経営管理部経営企画課長補佐兼財政係長 小野寺 義和、
経営管理部経営管理課長補佐兼管理係長 佐々木 亨

(議会事務局) 主査 小野寺 崇

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■病院事業中長期計画改定の進捗状況

(概要)

病院事業中長期計画改定に係る進捗状況について調査したもの。

登米市病院事業中長期計画改定（案）

1. はじめに

総務省より、令和4年3月29日付けで「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下、本ガイドラインという。）が示され、令和5年度までに、計画期間を令和9年度までとする公立病院経営強化プランを策定することが要請された。

併せて、既に平成27年3月に示された新公立病院改革ガイドラインに基づき、新公立病院改革プランを策定している場合は、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加することで足りるともされている。

本市では、新公立病院改革ガイドラインの内容が反映された登米市病院事業中長期計画を平成28年に策定（令和3年2月改定）していることから、本ガイドラインにおいて要請されている事項のうち、不足している部分を追加するとともに、計画の延長に伴う医療機能の指標、数値目標及び収支計画の数値について追加することとする。

2. 計画期間の延長

平成28年度～令和7年度 → 平成28年度～令和9年度

【前期】第3次病院改革プラン（平成28～令和2年度）

【後期】第4次病院改革プラン（令和3～7年度）

【改定】第4次病院改革プラン（令和3～9年度）

3. 追加事項（公立病院経営強化ガイドラインより）

【医師・看護師等の確保と働き方改革】

- 1 医師・看護師等の確保
- 2 医師の働き方改革への対応

【新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組】

- 1 感染拡大時における体制整備
- 2 感染拡大時に備えた人材の育成

【施設・設備の最適化】

- 1 施設・設備の適正管理
- 2 デジタル化への対応

4. 経営基本計画改定（案）の内容

【Ⅱ. 医師・看護師等の確保と働き方改革】

1 医師・看護師等の確保

(1) 医師・看護師等の医療従事者確保のための取組

大学病院等に対する常勤医師の派遣要請、看護師養成施設に対する働きかけ、奨学金制度の周知などに努める。

(2) 医師・看護師等の派遣

市立病院間において医師派遣による診療支援を行うほか、休職等によるマンパワー不足を解消するため、看護師等の派遣に取り組む。

2 臨床研修医の受入れなどを通じた若手医師の確保

(1) 臨床研修医研修プログラムの充実及び指導医の確保

臨床研修病院として、指導医の確保及びプログラムの充実を図る。

(2) 総合診療研修医の育成と確保（東北大学寄附講座）

医学部学生の実習を積極的に受入れ、地域医療の担い手として期待される総合診療医の育成と確保を図る。

(3) 地域枠医師制度の活用（東北地域医療支援就学資金等）

東北地域医療支援就学資金を活用した東北医科薬科大学卒業医師の受入れを行い、定着を目指す。

3 医師の働き方改革への対応

(1) 適切な労務管理の推進

令和6年度から開始される医師の時間外労働規制への対応や、医師等のライフイベントに配慮した労働環境の整備に向け取り組む。

(2) タスクシフト シェアの推進

複数の職種が仕事を分け合い、医師の時間外労働の削減を図る。

(3) ICT環境の整備

職員の業務効率化及び業務負担軽減対策としてのICT環境の整備を図る。

【Ⅳ. 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組】

1 感染拡大時に備えた体制整備

(1) 病床及び転用スペースの確保及び感染防護具等の備蓄

地域に必要な病床を確保する体制を整備するほか、感染症対応の医療用具の備蓄を計画的に行う。

(2) 関係医療機関との役割分担と連携体制の構築

県及び近隣病院との連携・役割分担による医療提供の体制や、市内開業医等の関係機関との連携体制の構築を図る。

2 感染拡大時に備えた専門人材の確保と育成

(1) 感染拡大時を想定した専門人材の確保と育成

看護師を含めた多職種の職員の感染管理関連の資格取得を推進し、専門性を有する人材の育成に努める。

(2) 感染対策の徹底と対応方針の共有

院内感染マニュアルの適時見直しや職員間の情報共有、感染対策チームの役割や全職員の意識向上を図る。

【V. 施設・設備の最適化】

1 登米市民病院の施設整備

(1) 登米市民病院の果たす役割と機能

急性期医療や二次救急機能の維持と、市内各医療機関・介護サービス提供者・行政等が連携する地域包括システムの中心施設になることが必要。

(2) 適正規模と医療機能

将来必要とされる医療機能を持つ病床の確保、新興感染症等に対応した構造となる施設整備を検討する。

2 デジタル化への対応

(1) 電子カルテシステムの導入と統一化の検討

豊里病院への電子カルテシステム導入及び市立病院間の患者情報の共有化などの運用方法の実現に向けて取り組む。

(2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）の促進を図る。

(3) 情報セキュリティ対策

厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を活用しながら必要な対策を講じる。

(所 見)

今回の病院事業中長期計画の改定は、総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、計画期間を令和9年度まで2年間延長し、公立病院経営強化プランを策定することが要請されたことに伴い、部分的な改定を行った。

追加事項は、①医師・看護師の働き方改革、②新興感染症への取り組み、③施設・設備の最適化の3点であり、今後、市民からの意見聴取を行い、公表していく予定である。

しかし、病院事業が抱えている具体的な課題である繰出金の減額や分院化の方向性、施設・設備の最適化、中心市街地構想との関連性等は今回のプランには提示されていないため、将来に向けた中長期計画としては物足りなさが残る。

現計画の確実な執行と病院事業の安定的な経営を目指し、医療局と設置者が理想的経営の構想を持ち、一丸となって立ち向かうことが必要である。